

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

なお、この公告による調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係るもので

す。

また、この公告による調達は、競争入札参加資格確認申請及び入札を郵便により行うほか、奈良県物品・役務電子入札等システム（以下「電子入札システム」といいます。）により行います。

令和8年2月6日

奈良県知事 山下 真

## 第1 競争入札に付する調達の内容

### 1 入札物件

広報広聴課 令和8年度 奈良県広報誌「県民だより奈良」の印刷製本

### 2 入札物件の数量及び特質

仕様書のとおり

### 3 納入期限

毎月の発行ごとに、仕様書に定める納入期限

### 4 納入場所

仕様書のとおり

### 5 その他詳細は、仕様書によります。

## 第2 入札方法

### 1 入札は、電子入札システムを利用して行います（「奈良県物品・役務電子入札等システムポータルサイト」<https://www.pref.nara.jp/26215.htm>から確認できます。）。

### 2 郵便入札の可否

電子入札システムを利用できない場合は、郵便による入札書の提出により入札に参加することができます。

### 3 その他詳細は、入札説明書によります。

## 第3 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる(1)から(5)までのいずれにも該当する者が、この入札に参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、営業種目A1印刷類で登録をしているものであること。

なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、第4の3の(2)に示す場所に入札参加資格審査の申請を行ってください。
- (3) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
- (4) 国（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。）、地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人並びに地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社を含む。）等とこの公告で示す調達物品と同種同等と認める契約を締結し、これらを誠実に履行したこと。
- (5) 奈良県広報誌に使用する印刷用紙が、入札説明書及び仕様書に示す紙質のものであることを証明できる者であること。

#### 第4 入札手続等

##### 1 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 交付期間 令和8年2月6日（金）から同年3月25日（水）まで
- (2) 交付方法 奈良県会計局総務課の奈良県物品・役務電子入札等システムポータルサイトのホームページからダウンロードしてください。ダウンロード時間は、午前6時から午後11時までです。

ホームページアドレス <https://www.pref.nara.jp/26215.htm>

##### 2 入札説明会の開催

実施しません。

##### 3 競争入札参加資格確認審査

この調達の入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、第3に示す要件を満たしていることについての確認を受ける必要があります。

(1) 提出期限

令和8年3月3日（火）午後5時（期限までに到着したもののみ有効とします。）

(2) 提出場所

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県会計局総務課調達契約係（奈良県庁主棟1階）

電話番号（直通） 0742-27-8908

(3) 提出方法

ア 入札を電子入札システムにより行う場合

競争入札参加資格確認申請書を電子入札システムにより提出するとともに、入札説明書に定める提出書類を電子入札システム、郵便又は持参により提出してください。

イ 入札を郵便により行う場合

競争入札参加資格確認申請書及び入札説明書に定める提出書類を郵便又は持参により提出してください。

(4) 作成及び提出に係る費用

申請者の負担とします。

4 入札の手続及び開札の場所等

(1) 入札の手続

ア 電子入札システムによる入札

電子入札システムにより、入札書に必要事項を入力し、競争入札参加資格確認審査結果通知を受けた日から令和8年3月25日（水）午前10時までの間に電子入札システムのサーバーへ入札書が到着するように送信しなければなりません。

なお、電子入札システムの利用可能時間は、月曜日から金曜日まで（奈良県の休日を定める条例（平成元年3月奈良県条例第32号）に規定する休日を除きます。）の午前8時から午後10時までです。

イ 郵便による入札

書留郵便に限ります。書留郵便の表面に「広報広聴課 令和8年度 奈良県広報誌「県民だより奈良」の印刷製本に係る入札書在中」と朱書し、令和8年

3月24日（火）までに3の(2)に示す場所へ到着するようにしてください。

なお、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、再度入札（2回目）を行う場合がありますので、初度入札（1回目）に係る入札書と再度入札（2回目）に係る入札書の提出を認めるものとします。

詳細については、入札説明書によります。

- (2) 開札の場所 奈良県会計局総務課入札室（奈良県庁主棟1階）
- (3) 開札の日時 令和8年3月25日（水）午前10時05分以降

## 5 入札執行回数

入札執行回数は、2回を限度とします。初度入札（1回目）において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合の再度入札（2回目）は、令和8年3月25日（水）午後3時以降に開札を行います。

## 第5 落札者の決定方法等

- 1 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、再度入札（2回目）を行う場合があります。
- 2 落札者となるべき同価格の入札者が2者以上ある場合は、直ちにくじで決定します。
- 3 落札者となるべき者が、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格をもって入札したときは、その者が参加の条件を満たし、かつ、契約の条件を確實に履行することができるかを照会するために、当該落札者の決定を保留する場合があります。

## 第6 その他

- 1 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とします。
- 2 入札保証金  
免除します。
- 3 契約保証金

契約の相手方は、契約単価（1ページ単価）に予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する額の契約保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第1項ただし書各号のいず

れかに該当する者であるときは、免除します。

#### 4 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、奈良県契約規則第7条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

#### 5 契約書作成の要否

要します。

#### 6 調達手続の停止等

- (1) この調達に係る予算が議決されなかった場合は、この調達手続について停止等の措置を行う場合があります。
- (2) この調達に関する苦情の処理手続において、契約の締結若しくは執行を停止し、又は契約を解除する場合があります。

#### 7 手続における交渉の有無

無

#### 8 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。

(5) (3)及び(4)に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。

(7) この契約に係る下請契約等に当たって、(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合 ((6)に該当する場合を除きます。) において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

## 9 契約の解除

契約締結後、契約者について 8 の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団若しくは暴力団員から不當に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することができます。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、8 の(1)、(3)、(4)及び(5)中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

## 10 入札手続等に関する問合せ先

第 4 の 3 の(2)に同じ。

## 11 契約を担当する部課等の名称及び契約条項を示す場所

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県総務部知事公室広報広聴課広報紙係（奈良県庁主棟5階）

電話番号（直通） 0742-27-8326

## 12 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

## 第 7 Summary

1 Subject of the bid: Printing and binding of “KENMIN DAYORI NARA”, the Nara Prefecture newsletter; approximately 148,224,000 pages per year

2 Opening time and day of the bid: 10:05 a.m. on March 25, 2026

3 Deadline for bid applications by mail: March 24, 2026

4 Deadline for bid applications by electronic bidding system: 10:00 a.m.

March 25, 2026

5 Division in charge of contract: Public Relations Division, Office of the Governor, General Affairs Department

6 For further information, please contact: Procurement and Contracting Section, General Affairs Division, Accounting Bureau, Nara Prefectural Government

30 Noborioji-cho, Nara City, Nara Pref. 630-8501 JAPAN

Tel: 0742-27-8908 (direct line)